

曹洞宗慈眼寺様で上棟式

静岡県浜松市浜北区於呂



慈眼寺様の上棟式の様子

去る二月二十三日（土）、浜松市浜北区於呂の青竜山慈眼寺様（曹洞宗・片岡純光住職）において、本堂と位牌堂の上棟式が執り行われました。

静岡県西部では余り雨の多くない二月にもかかわらず、建て方の工事中には何度か雨に見舞われました。寒さに雨が追い討ちを掛け、イ

ンフルエンザにも見舞われるなど、寒い時期ならではの困難を押して、無事に上棟式当日を迎えました。

式典当日は天も祝福している様に抜けるような青空で、午前中には準備万端整い午後二時から上棟式が始まりました。導師は本寺の龍泉寺住職の桐畑守道老師が務められ、住職たちの読経が響く中厳かに法要は進められ、参列者一人一人が焼香して今後の工事の無事を祈りました。



工匠の儀（槌打ちの儀）の様子

法要後は衣装に身を包んだ棟梁たちによる「工匠の儀」が行われました。「曳き綱の儀」では境内に集まった檀家さんたちも力を合わせて綱を引き、「鳴弦式」など、建物が末永くこの地に立ち続けるようにという願いを込めて行われる珍しい儀式を皆感心しながら見守りました。

最後は餅撒きが行われ、皆いっぱい拾えた様で満足そうに帰りました。完成は来年五月を予定しています。



慈眼寺様の餅撒きの様子

「国税通則法改正」

日本テンプレヴァン(株) 井上拓郎

「国税通則法の改正について」

先日、公益財団法人全日本仏教会(全仏)がおこなう顧問弁護士連絡会がありました。この顧問弁護士連絡会とは、各宗派の顧問弁護士が出席し、各宗派を超えた様々な問題にテーマをおいて協議し、各々の宗派で共通認識を持つ事を目的としております。今回のテーマは、本年一月一日より改正された「国税通則法について」でした。講師には税法の専門家である白鷗大学教授の石村 耕治 氏を迎え、全仏顧問弁護士の長谷川 正浩 氏が進行を務められました。そこで今回は「国税通則法改正」と「お尋ね文書」についてお話致します。

国税通則法の改正とは「税務調査手続き

の明確化、更正の請求期間の延長、処分の理由附記等、国税通則法の大幅な見直しを「実施」とあり、税務調査手続きの明確化等を目的とする内容の改正とあります。しかし、実際には税務調査権限の強化が目的の改正と思われる、宗教法人も例外ではない為、事前知っておくべき事案だと思えます。そこで今回は改正内容の一部をご紹介致します。詳しくは所轄の税務署、顧問税理士等にご相談下さい。国税庁(www.nta.go.jp)、財務省(www.mof.go.jp)のホームページ内でも「国税通則法 改正」と検索すると資料が見つけれられると思います。また今回講師を務められた石村氏の書(宗教法人の税務調査対応ハンドブック 清文社)でも詳しく解説されております。

一、税務調査手続き

①税務調査に先立ち、事前通知(開始日時・場所、調査対象税目・期間など)をします。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知する必要があります。また調査の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合には、事前通知を行わなくてもよいとされました。

※改正後、無通知調査ができるよう明記されました。

②税務調査の際には、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出しなければなりません。質問事項に対し偽りの回答をした場合や、検査を拒否した場合正当な理由がなく提示・提出

の要求に応じない場合、あるいは、偽りの記載をした帳簿書類の提示・提出をした場合などについては、法律に罰則（一年以下の懲役、または五〇万円以下の罰金）の定めがあります。

※質問検査権行使の一環として、調査担当者が帳簿書類などの提示又は提出の要求をできることが法律上明確化されています。

二、更正の請求期間の延長

①納める税金が多すぎた場合や、還付される税金が少なすぎた場合、税額の減額や還付金の増額を求める「更正の請求」をすることができます。更正の請求ができる期間は原則として法定申告期限から五年間（改正前一年）です。課税庁による増額更正の期間も五年

（改正前三年）になりました。

②納める税金が少い場合や、還付される税金が多い場合、修正申告により訂正する事ができます。また税務調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば過少申告加算税は課されません。

「お尋ね文書」

お尋ね文書をご存知でしょうか？所轄の税務署から「事業内容についてのお尋ね」などという書面が送られてきたことはありませんか？内容は源泉所得税の納付並びに法人税及び消費税の申告の適否の確認、檀家数や総代の居住地、塔婆の本数（年間）、葬儀や法事の件数、布施収入についての質問項目が書かれているそうです。所轄によって多少の内容の違いはあるのかも知れま

せんが、これらの書類を「提出しなければなりませんか？」というご質問を受ける事があります。これら書類は法定外文書とい、強制力のない書類です。簡単に言うアンケート調査の様なものです。しかし内容が宗教法人を運営する上での詳細な情報にあたり、書かなくて済むのであれば書きたくない内容も多々あると思います。このような場合、提出の義務はありませんので、所轄の税務署に提出が強制か任意かを確認し、任意であれば差支えないところだけ記入して提出するか、出さなくてもよいという事になります。もしこの様な文書が届いたら、宗派や全仏にご相談されると宜しいと思います。

知って得する

蕪（かぶ）の話

安倍内閣発足後、マスコミがその経済政策を「アベノミクス」などという造語を作り取り沙汰していきす。「景気の気は気分の気と同じ」とは良く言ったもので、案外気分次第で良くなったり悪くなったりするものらしく、国民も市場も期待を寄せているのか株価も上がってきています。過去には株価が上がることを期待して「株上がれ」と言いながら蕪を持ち上げるパフオーマンズをした総理もいました。私も一国民として日本の景気が良くなることを祈りつつ、今回は蕪（かぶ）の話をしたと思います。

蕪はカブラ、カブラナ、カブナなどとも呼ばれ、日本では万葉の昔から栽培されていたアブラナ科アブラナ属の根菜類です。大きく分けるとアフガニスタン原産のアジア系と中近東から地中海辺りを原産とするヨーロッパ系があり、西日本ではアジア系が、東日本ではヨーロッパ系が多く栽培されています。

蕪は春の七草の「スズナ」で、同じく春の七草の「スズシロ」である大根とは色が白い根菜類という点で似ていますが、大根は同じアブラナ科でもダイコン属なので別のもので。例えば桜島大根は大きな蕪の様な見た目ですが、れっきとした大根です。また、「カブ」と呼ばれていても実は蕪の仲間ではないものも存在します。赤カブと呼ばれるハツカダイコンは、いったい蕪なのか大根なのか二つの名前を持つところからも紛らわしいですが、大根の変種です。食用ビートも赤カブと呼ばれることがあります。これはアカザ科でハウレンソウの仲間です。逆にハクサイ、コマツナ、チンゲンサイは、見た目は違いますが蕪の仲間です。

蕪の根は大根と似た栄養を含んでいてビタミンCが豊富でアミラーゼという消化酵素も含まれてい

ます。漬物や味噌汁、シチューなどに利用されることが多いですが、生のままおろして蕎麦の薬味としてももちいることもあるようです。蕪も大根と同じく、実は根よりも葉の方にはビタミンCはもちろん、カロチン、ビタミンB1、B2、鉄分、カルシウム、カリウム、食物繊維が豊富です。胸焼けや便秘の解消、冷えの改善に役立ちます。三月から五月が蕪の旬ですので、皆様の健康に上手にお役立て下さい。

編集後記

前号の一面の中段左から九行目の「体外的」は「対外的」の間違いでした。変換ミスでした。前号は写真を一枚も掲載しないという珍しい紙面でした。お配りする時にどちらが一面か四面か迷うこともしばしばでした。